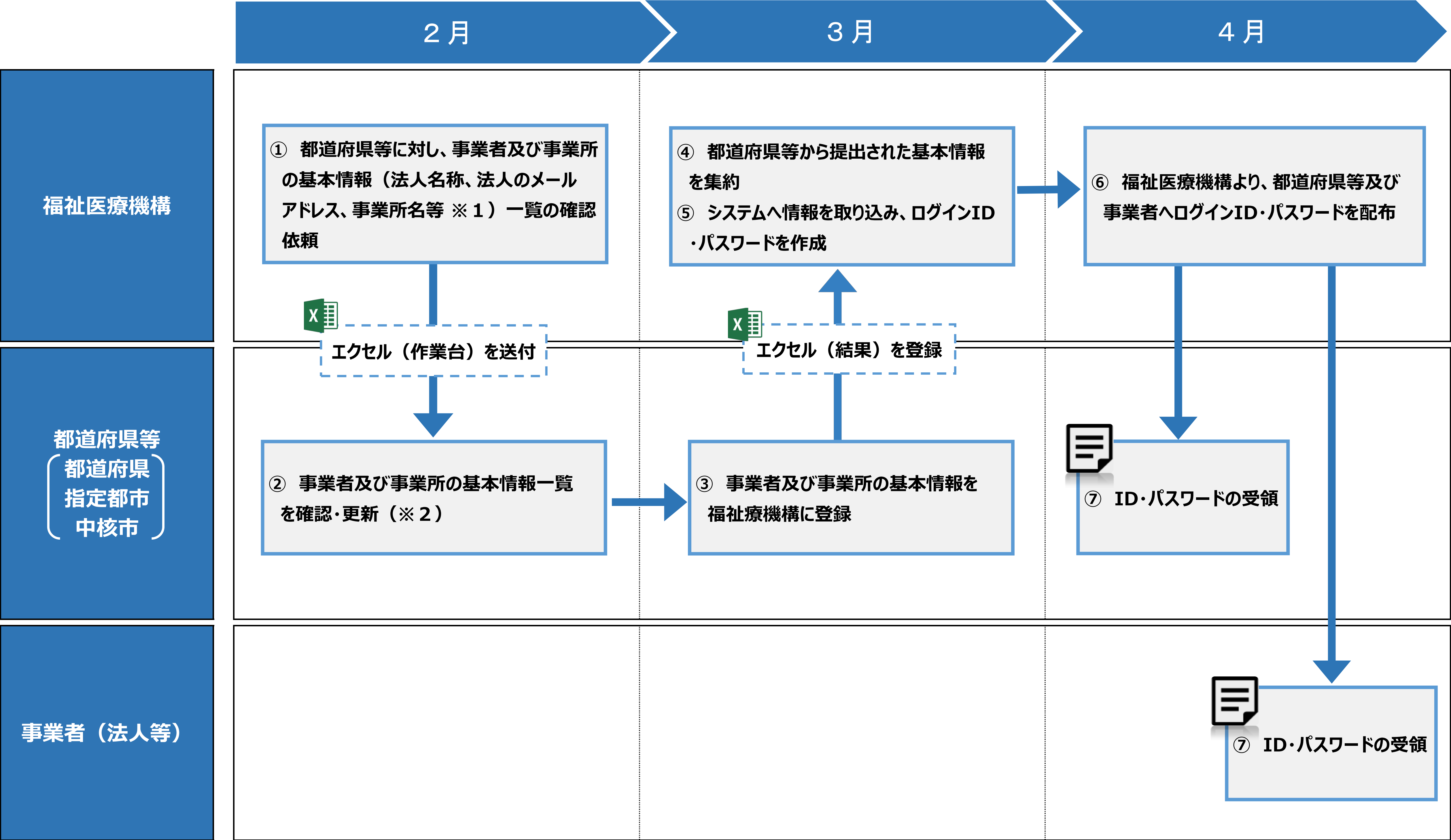


(参考) 平成30年 2月～4月における障害福祉サービス等情報公表制度 業務フロー

別添資料1

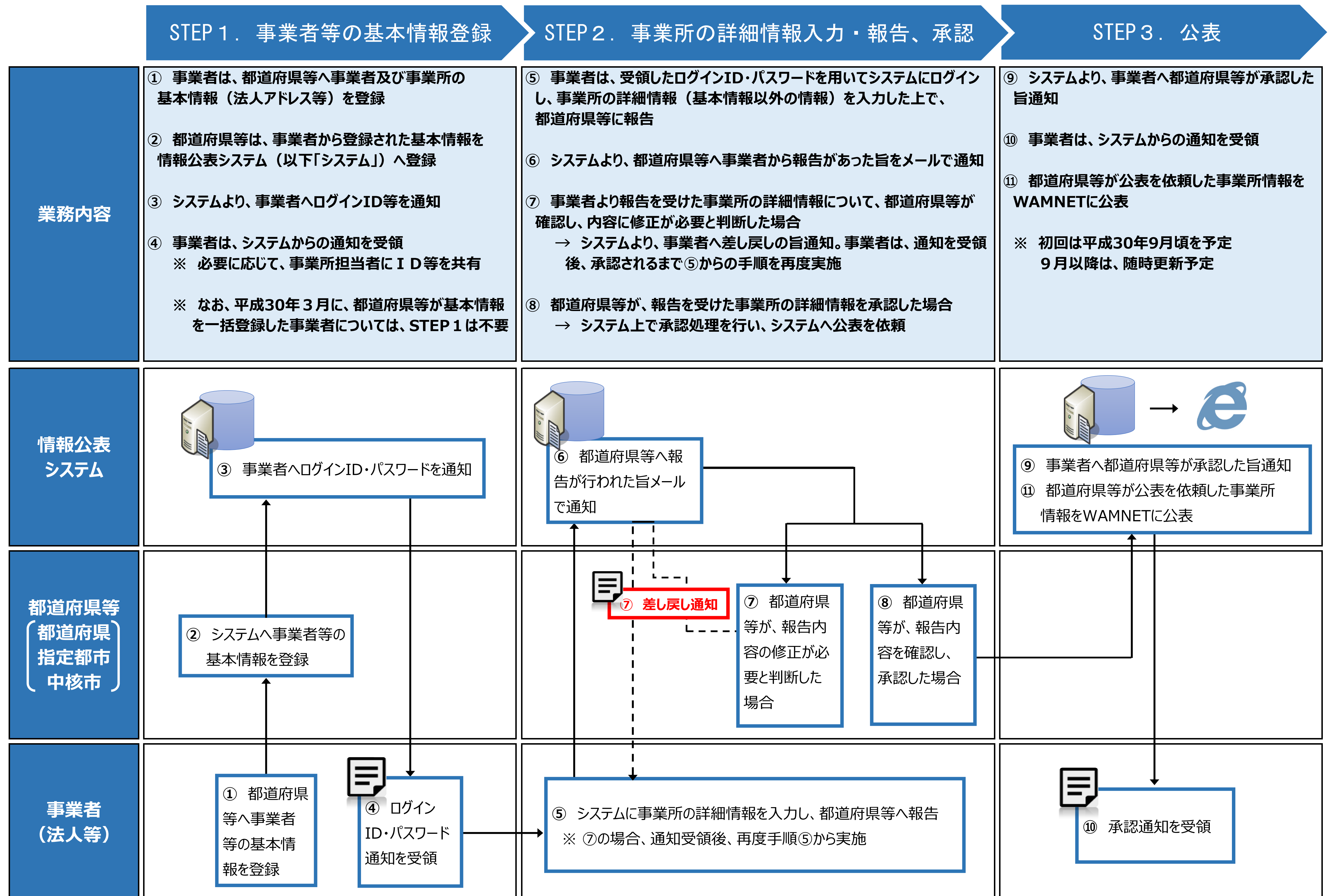


※ 1 現在、WAMNETの障害福祉サービス事業所検索システムに登録されている各都道府県管轄の事業所の直近データ

※ 2 現在、WAMNETの障害福祉サービス事業所検索システムに登録されている各都道府県管轄の事業所の直近データを確認
なお、現行の事業所検索システムに登録されていない障害児サービスの基本情報については新規に登録

(参考) 平成30年4月以降における障害福祉サービス等情報公表制度 業務フロー

別添資料2



○ 障害福祉サービス等情報公表制度に係る Q & A

No.	質 問	回 答
1	○ 都道府県等は、障害福祉サービス等情報公表制度の施行に伴い、事業所情報を公表するためのシステムを構築する必要があるのでしょうか。	○ 現在、福祉医療機構（以下「機構」という。）が運営しているWAMNETのコンテンツ「障害福祉サービス事業所検索システム」を廃止し、新たに障害福祉サービス等情報公表システム（以下「情報公表システム」という。）を構築するので、都道府県等において、新たにシステムを構築する必要はありません。
2	○ 情報公表システムには、いつ頃からログインが可能になるのでしょうか。	○ ログイン可能な時期については、事業者のみならず都道府県等担当者においても、平成30年4月1日以降を予定しております。試用期間は設けておりませんが、適宜、必要な情報を提供させていただきます。
3	○ 本事務連絡「作業依頼①」について、機構が運営しているWAMNETの障害福祉サービス事業所検索システムに登録されていない障害児サービス等の情報については、どのように集約を図ればよいのでしょうか。	○ 都道府県が事業所の指定の実施主体でない場合は、適宜、実施主体である管内市区町村等との連携を図っていただき、事業者及び事業所の基本情報を集約いただきますようお願いします。 ○ なお、登録作業台については、別途、機構より送付されます。
4	○ 今後、事業者に報告を行っていただくのですが、事業者がメールアドレスを持っていない、インターネット環境が整っていない等、電子上において報告ができない場合はどうしたらよいのでしょうか。	○ 事業者のインターネット環境が整っていない等やむをえない場合については、事業者が、都道府県等に対して紙媒体による報告を行い、当該報告内容を都道府県等の担当者が情報公表システムご入力いただく等の柔軟な対応を行ってください。
5	○ 厚生労働省及び機構からの事務連絡等については、今後、自治体のどちらの宛先に送付されるのでしょうか。	○ 平成29年12月28日付け事務連絡のご依頼にてご登録いただいた各自治体代表窓口宛てに送付いたします。窓口の変更等ございましたら、適宜、機構までご連絡ください。
6	○ 都道府県等に対しては、ID及びパスワード（以下「ID等」という。）が情報公表システムより平成30年3月中に通知されるとのことですが、具体的にどちら宛てに通知されるのでしょうか。	○ 本事務連絡「作業依頼②」において各自治体にご登録いただいた情報公表システム専用メールアドレス宛てに通知されます。 ○ なお、複数のメールアドレス宛てに通知することも可能ですので、機構までご連絡ください。
7	○ 本事務連絡「作業依頼②」において、都道府県等は、情報公表システム専用メールアドレスを別途登録とのことですが、既存の代表窓口メールアドレスでは登録ができないのでしょうか。	○ 既存の代表窓口メールアドレスでも登録は可能ですが、今後、情報公表システムより数多く通知が届くことが想定されますので、別途、情報公表システム専用メールアドレスを作成いただくことを推奨いたします。

○ 障害福祉サービス等情報公表制度に係る Q & A

No.	質 問	回 答
8	○ 平成29年12月28日付け事務連絡において、I D等は都道府県等の担当者のメールアドレスに紐付くとのことでしたが、その取扱いに変更はあるのでしょうか。	○ I D等は担当者のメールアドレスに紐付くものではありません。このため、人事異動による担当者の変更等の際にも、前任者が使用していたI D等を、後任者が引き続き使用しても差し支えないものとなります。
9	○ 事業者（法人等）が都道府県等へ報告した際、情報公表システムから都道府県等の情報公表システム専用メールアドレス宛てに報告完了メールが送付されるのですが、報告を行った事業所の地域ごと（A市、B町など）によって、通知の宛先を振り分ける仕組みを設けているのでしょうか。	○ そのような仕組みは設けておらず、管内事業所から都道府県等へ報告された際は、全ての報告完了メールが本事務連絡「作業依頼②」においてご登録いただいた情報公表システム専用メールアドレス宛てに送付されます。 ○ なお、情報公表システムにログイン後、報告された内容の承認作業を行う際、報告があった事業所の住所ごと（市区町村まで）にフィルターをかけることは可能であり、地域別に承認作業を行いたい場合は、当該方法を活用してください。 ○ また、サービス別（居宅介護、重度訪問介護など）にフィルターをかけることも可能ですので、サービス別に承認作業を行いたい場合は、当該方法を活用してください。
10	○ 都道府県等担当者において、同じI D等を複数人が使用することは可能でしょうか。	○ 承認手続きを行った際、情報公表システム上に作業を行ったI D名が表示されます。これにより、I Dごとに担当者を振り分けただけであれば、どなたが作業を行ったかが分かるような仕組みを設けておりますので、都道府県等の担当者におかれては、同じI D等を複数人で使用はせず、個別にI D等を使用いただきますようお願いします。
11	○ 事業者（法人等）は、どこの自治体に対して報告すればよいのでしょうか。	○ 事業所の指定をしている都道府県、指定都市、中核市に対して報告を行います。 ※1 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援事業者については、その市区町村を管轄する都道府県に対して報告を行います。 ※2 指定障害児入所施設等及び指定障害児通所支援事業者については、その中核市を管轄する都道府県に対して報告を行います。ただし、その中核市が児童相談所設置している場合（現行においては、横須賀市、金沢市）については、当該中核市に報告を行います。 ※3 また、条例による権限移譲により、報告先が都道府県等ではない場合もございますので、詳細は、各自治体にご連絡ください。
12	○ 事業者（法人等）に対しては、I D等が情報公表システムより平成30年4月以降に通知されるのですが、具体的にどちら宛てに通知されるのでしょうか。	○ 事業者（法人等）が、都道府県等にご登録いただくメールアドレス宛てに通知されます。 ○ なお、事業者（法人等）ではなく、事業所が詳細情報を入力することを予定している場合は、事業者（法人等）から事業所へI D等を共有してください。

○ 障害福祉サービス等情報公表制度に係るQ & A

No.	質 問	回 答
13	○ ID等は、すべての事業所に対して通知されるのでしょうか。	○ ID等は、事業所に対してではなく、事業者（法人等）に対して付与されます。 ○ また、事業者（法人等）が、複数の都道府県等において事業所を運営している場合は、各都道府県等用のID等がそれぞれ付与されることとなります。（例えば、A県及びB県において事業所を運営している場合は、A県用、B県用の2つのID等が、それぞれ事業者（法人等）に付与されます。） ○ 事業所に対してID等を共有いただく場合は、事業者（法人等）から事業所へID等を共有してください。
14	○ No. 13について、例えば、事業者（法人等）が、A県においてa事業所、b事業所を実施している場合は、ID等はどのように使用すればよいのでしょうか。	○ 情報公表システムから、事業者（法人等）に対してA県用のID等が1つ付与されますので、事業者（法人等）から、a事業所、b事業所にA県用のID等を共有してください。 ○ a事業所、b事業所が使用するID等は、同じA県用のID等を使用することとなります。 ○ なお、a事業所、b事業所は、同じA県用のID等で同時にログインを行い、入力を行っていただいても支障はありません。
15	○ No. 10において、都道府県等の担当者は、同じID等を複数人で使用しない旨の記載がありましたが、事業者（法人等）と取扱いが異なるのでしょうか。	○ 事業者（法人等）においては、同じID等を複数事業所で共有して使用することとなりますので、都道府県等の担当者とは取扱いが異なります。
16	○ 既存の事業所の報告は完了しているが、新規に事業所の指定を受けて事業を開始する場合にも、法人等の基本情報も含めて、都道府県等への報告は再度必要でしょうか。	○ 情報公表制度は、指定事業所（サービス）ごとに報告を行う必要がありますので、新規に事業所を設立し、事業を開始した場合には、都道府県等への報告が必要となります。 ○ なお、既に当該都道府県等に対して法人情報等の基本情報を報告している場合のみ、事務負担軽減の観点から、一部の入力項目を省略する仕組みを設けております。（当該都道府県等以外の自治体に対して報告を行っている場合については、入力項目を省略することはできません。）
17	○ 平成30年4月以降において、本事務連絡のように都道府県等が、事業者及び事業所の基本情報を一括して情報公表システムに登録することは可能でしょうか。	○ 一括登録については、本事務連絡のみの対応となりますので、平成30年4月以降は、個別に情報公表システムへ事業者及び事業所情報を登録いただくこととなります。
18	○ 実際に事業所情報がインターネット上で公表されるのは、いつ頃になるのでしょうか。	○ 平成30年度においては、平成30年9月に一斉に公表する予定です。9月以降は、随時公表予定です。

○ 障害福祉サービス等情報公表制度に係るQ & A

No.	質 問	回 答
19	○ これまで、機構が運営する障害福祉サービス事業所検索システムのために、機構に対して事業所情報を提供していましたが、今後、当該作業はどうなるのでしょうか。	○ No. 1に記載のとおり、障害福祉サービス事業所検索システムは廃止となることから、今後、当該作業は不要となります。
20	○ 報告内容を確認する際、どういう点に気をつけて確認を行えばよいのでしょうか。	○ 記入漏れがないかをご確認いただくことはもちろんのこと、指定を行う際に事業者等から提出いただいた資料や、今後、お示しする各サービス別の記入要領等に基づきご確認をお願いします。
21	○ 都道府県等が、事業者（法人等）からの報告内容に修正が必要だと判断した場合、どのように対応すればよいのでしょうか。	○ 差し戻し理由を記入する欄を設けておりますので、当該修正すべき内容について、事業者（法人等）に対して情報公表システムから差し戻し通知が送付（メール）されますので、事業者（法人等）は当該通知を受領後、必要な修正を行っていただくようお願いします。
22	○ 都道府県等が事業者（法人等）からの報告内容を承認すると、すぐにWAMNET上に公表されるのでしょうか。	○ 都道府県等が報告内容を承認後、すぐにWAMNET上に公表されるものではなく、情報公表システムに公表依頼を行った後、翌日にWAMNET上に公表されます。
23	○ 都道府県等が事業者（法人等）からの報告内容を承認後、事業者（法人等）へ通知されるのでしょうか。	○ 都道府県等が承認後、情報公表システムより事業者（法人等）へ通知します。 ○ なお、WAMNET上に公表された際は、事業者（法人等）へ通知はされません。
24	○ 都道府県等が事業者（法人等）からの報告内容を承認後、内容に不備があった場合、公表を取り消すことは可能でしょうか。	○ WAMNET上に公表後、修正を行いたい場合は、通常の手続きと同様に、再度、事業者が内容を修正いただき、都道府県等が報告内容を承認後、情報公表システムに公表依頼を行った後、修正内容が公表されます。
25	○ WAMNET上に公表された事業所情報はどのように保存できるのでしょうか。	○ WAMNET上に公表された事業所情報は、各都道府県等がCSVで保存できる予定です。
26	○ WAMNET上に公表された事業所情報の保存期間に制限はあるのでしょうか。	○ 一定期間内において、各都道府県等に事業所情報の保存作業を行っていただく予定です。 ○ なお、具体的な保存期間については、今後、お示しさせていただく予定です。
27	○ 今後、厚生労働省ホームページにおいて、情報公表制度の周知は行うのでしょうか。	○ 実施する予定です。